

ライセンス情報・L I

(CAD'Sソフトウェア・サブスクリプション & サポートのご提供条件・MICRO CADAM製品用)

一般条件

本「CAD'Sソフトウェア・サブスクリプション & サポートのご提供条件（ライセンス情報・LI）」（以下「本契約」といいます。）は、お客様による CAD'S ソフトウェア・サブスクリプション & サポート（以下「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」、の取得に対して適用されます。ソフトウェア・サブスクリプション & サポートは、お客様がエンタープライズ内で使用を許可された対象プログラムに対して提供されます。ソフトウェア・サブスクリプション & サポートの取得範囲がお客様が受けたライセンスの許諾範囲を超える場合、かかる超過分のライセンスがお客様に明示的または黙示的に許諾されることを意味するものではありません。本契約において「エンタープライズ」とは、法人（会社など）および当該法人によって過半数の議決権が所有される子会社をいいます。「対象プログラム」は第1条で定義されます。

CAD'S は、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートの提供を促進し、販売する目的で特定の法人（以下「CAD'S ビジネス・パートナー」といいます。）と契約しています。お客様が、CAD'S ビジネス・パートナーが販売するソフトウェア・サブスクリプション & サポートを注文する場合、CAD'S は、本契約に基づきソフトウェア・サブスクリプション & サポートをお客様に提供します。ただし、CAD'Sは次に該当するものに対して責任を負いません。1) CAD'S ビジネス・パートナーの行為、2) CAD'S ビジネス・パートナーがお客様に対して負う本契約以外の義務、および 3) CAD'S ビジネス・パートナーとお客様との契約に基づき供給された製品またはサービス。

お客様指定のCAD'S ビジネス・パートナーがソフトウェア・サブスクリプション & サポートを取扱うことができなくなった場合、お客様はソフトウェア・サブスクリプション & サポートに関する業務を、1) お客様が選択したソフトウェア・サブスクリプション & サポートを取り扱うことを認められている他の CAD'S ビジネス・パートナー（当該 CAD'S ビジネス・パートナーとの間で新しく契約を締結することが必要となる場合があります）、または2) CAD'S、のいずれかに移管することをCAD'Sに通知することにより、引き続きソフトウェア・サブスクリプション & サポートの提供を受けることができます。

「CAD'S プログラムのご使用条件」（以下「IPLA」といいます。）の「責任の制限」、「その他」および「準拠法、裁判管轄権」に関する各条項は、適用される「各国固有の条項」と共に、本契約の一部を構成するものとします。ただし次の項目については以下のとおり変更されます。

「プログラム」を「ソフトウェア・サブスクリプション & サポートにて提供されるプログラム」と読み替えます。

IPLAの全文は、IPLA に基づきライセンスされた「CAD'S プログラム」と共に、小冊子またはCDまたは電子ファイル のいずれかの形式で提供されます。また、CAD'S、CAD'S ビジネス・パートナー、または CAD'S の Web サイト (<https://www.cad-solutions.co.jp>) から入手することもできます。

本契約で定義されていない用語については、IPLA における定義が適用されます。

1. 対象「プログラム」

「対象プログラム」は、CAD'S がお客様に提供する御見積書にまたはPoEに記載されています。

2. ソフトウェア・サブスクリプション & サポート対象期間

「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート対象期間」（以下「対象期間」といいます）はお客様が指定した開始希望日から 1 年間、またはPoEもしくは CAD'S がお客様に提供するその他の文書において定める期間とし、その後の更新はありません。対象期間中、その期間内で有効なライセンス・キーを発行します。対象期間終了後も継続して利用する場合はあらたに対象プログラムの購入が必要です。なお、お客様が対象期間中にプログラムの使用権を解約された場合、支払い済みの前払い料金は、返金されません。

3. ソフトウェア・サブスクリプション & サポート

ソフトウェア・サブスクリプション & サポート対象期間中に、以下のサービスが提供されます。

- (a) CAD'Sは、お客様が本契約に基づきソフトウェア・サブスクリプション & サポートを取得した「プログラム」について、一般的に入手可能な最新バージョン、リリースまたはアップデートをお客様に提供します。本項に基づきお客様が新規バージョン、リリースまたはアップデートにアップグレードする権利は、ソフトウェア・サブスクリプション&サポート対象期間に限り行使することができ、ソフトウェア・サブスクリプション&サポートが更新されなかったときには、当該期間の終了時に失効します。
- (b) CAD'S は、お客様に対して、1) 導入や使用方法に関する日常的、かつ短時間の質問に対する応答、および 2) プログラム・コードに起因する障害に対する技術支援を提供します。

(c) CAD'S は、テクニカル・サポートをお客様を担当するサポート窓口のサービス提供時間中に、別途ご案内する方法で、お客様の情報システム部門のテクニカル・サポート担当者に提供します。

ソフトウェア・サブスクリプション & サポートには、次の支援は含まれません。1) アプリケーションの設計および開発に関する支援、2) 「プログラム」に対する所定の稼働環境以外の環境における使用に関する、支援、3) 本契約に基づくCAD'Sの責任範囲でない製品に起因する障害に対する支援。

4. 料金および支払い

お客様が、対象プログラムをIPLAに記載の条項に従って返却する場合にのみ、CAD'S またはお客様指定の CAD'S ビジネス・パートナーは、当該プログラムに対するソフトウェア・サブスクリプション & サポートの解約手続きを実施し、支払い済みの料金を返金します。ソフトウェア・サブスクリプション & サポートに関する返金は、前記に基づく対象プログラムの返却があった場合に限り行われます。

a. CAD'S ビジネス・パートナーからソフトウェア・サブスクリプション & サポートを取得した場合

お客様がCAD'S ビジネス・パートナーからソフトウェア・サブスクリプション & サポートを取得した場合、CAD'S ビジネス・パートナーが料金および料金の適用される条件を定めます。お客様は、当該CAD'S ビジネス・パートナーに料金を直接支払います。

b. CAD'S からソフトウェア・サブスクリプション & サポートを取得した場合

(1) 各ソフトウェア・サブスクリプション & サポート対象期間のソフトウェア・サブスクリプション & サポートに対する料金（以下「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート料金」といいます。）は、前払いとなります。

(2) ソフトウェア・サブスクリプション & サポート料金は、例えば、機械（機種/型式）、「プログラム」もしくは「プログラム」のグループ、または「プログラム」の使用レベルによって異なります。

(3) CAD'S は、ソフトウェア・サブスクリプション & サポート料金を予告なく変更する場合があります。お客様が新料金の有効日より前に注文し、かつ、CAD'Sがお客様からの注文を受け取ってから 3 か月以内にソフトウェア・サブスクリプション & サポートを提供する場合、料金の増額は適用されません。また、ソフトウェア・サブスクリプション & サポート料金

の減額は、新料金の有効日以降に支払期が到来する注文から適用されません。

- (4) 支払い金額は、請求書を受け取った時点で支払われるものとし、お客様は、請求書の記載に従って（遅延損害金が適用される場合はこれも含みます。）支払うものとし、
- (5) 本契約に基づいて提供されるソフトウェア・サブスクリプション & サポートに、関税、税金その他の公租公課が課せられる場合（ただし、CAD'S の所得に基づくものを除きます。）、お客様は、免税書類を提出する場合は除き、請求書記載の金額を支払うものとし、

5. ソフトウェア・サブスクリプション & サポートの移転

お客様は、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートを取得した国内に所在するお客様のエンタープライズ内に限り、次の各事項を満たすことを条件にソフトウェア・サブスクリプション & サポートを移転することができます。

- (1) 該当するプログラムが、そのIPLAに基づき移転可能であり、かつ、移転されること。
- (2) プログラムを受領する法人が本契約の条件に同意すること。お客様はプログラムを移転する場合、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートを受領する法人のために本契約のハード・コピーも移転する必要があります。

6. お客様の責任

お客様は、以下に同意するものとし、

- a. お客様は、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートを、「プログラム」が許可されたのと同じ使用レベルで取得します。特定「プログラム」の一部を対象とする提供形態はありません。
- b. ソフトウェア・サブスクリプション & サポートの使用結果は、お客様の責任とします。
- c. お客様は、CAD'S からの要請に応じて、ソフトウェア上の問題の原因を特定するための支援を CAD'S が提供することを目的として、お客様のシステムへのリモート・アクセスを許可するものとし、
- d. お客様の許可をもって CAD'S がシステムにリモート・アクセスし、ソフトウェア上の問題の原因特定を支援する場合において、お客様のシステムおよびシステム内の全データの保全是、お客様の責任とします。

- e. お客様は、CAD'S が義務を履行するために必要な、お客様の施設に対する十分、自由、かつ安全なアクセスを提供するものとします。
- f. 本契約第 5 条（ソフトウェア・サブスクリプション & サポートの移転）で許可された場合を除き、お客様は、CAD'S の事前の書面による同意なしに、本契約または本契約に基づくお客様の権利を譲渡その他の方法で移転したり、お客様の義務を委譲したりしないものとします。かかる試みは無効とします。ただし、いずれかの当事者自身がその一部を構成するエンタープライズ内での本契約の譲渡、または合併もしくは買収による承継会社への本契約の譲渡については、一部であるか全部であるかを問わず、相手方当事者の同意は不要とします。CAD'S は、お客様の同意を得ることなく本契約に基づく金銭債権を譲渡することができるものとします。なお、すべてのお客様にとって同様の影響をもたらすような CAD'S の事業の一部譲渡に伴う本契約の承継は、本項における契約の譲渡とはみなされないものとします。

7. 遵守状況の確認

CAD'S は、相当な通知を行ったうえで、すべてのサイトにおいて、対象プログラムが導入または使用されている全てのお客様施設および環境において、本契約に関するお客様の遵守状況を検査することができるものとします。当該検査は、お客様の業務時間内に、お客様の業務をできるだけ中断しない形で行われるものとします。CAD'S は、当該目的のために独立監査人（以下「監査人」といいます。）を使用することができるものとし、監査人との間で書面による機密保持契約を締結します。

お客様による対象プログラムの導入、使用、ならびに本契約の条件および適用される CAD'S ライセンス条件、料金設定条件に関するお客様の遵守状況を検査するために合理的に必要な範囲で、お客様は以下の事項に同意します。

- (1) 書面およびその他の記録、システム・ツールからの出力、その他電子形式またはハードコピーによるシステム情報（例えば、対象プログラムを動作させるシステム構成のうち、お客様による対象プログラムの使用および導入を示すために必要な情報、等。）を作成、保持し、CAD'S および監査人に提出すること。
- (2) 対象プログラムが導入されている機械へのアクセスを CAD'S および監査人に提供すること、または、前述の記録、出力、およびその他のシステム情報の提供のためにお客様が当該機械にアクセスする間、CAD'S および監査人が立ち会うことを許可すること。

当該監査の結果、お客様が本契約の条件を遵守していないことが判明した場合、CAD'S はその旨をお客様に書面で通知します。

お客様は、追加料金（ソフトウェア・サブスクリプション & サポート料金を含む）の他、お客様が対象プログラムを使用もしくは導入したこと、または本契約もしくは適用されるライセンス条件および料金設定条件を遵守していなかった状況（例えば、本契約に基づく検査により判明した逸脱、等。）に応じて課せられる債務を直ちにCAD'Sに支払うものとします。

本条に定める権利義務は、本契約の有効期間中、および当該期間終了後 2 年間有効とします。

8. ソフトウェア・サブスクリプション & サポートに関する保証

CAD'S は、善良な管理者の注意義務およびスキルをもって、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートを提供されることを保証します。

ソフトウェア・サブスクリプション & サポートで提供されるサービスに対する保証には、誤用、事故、改造、不適切な設備環境もしくは稼働環境、CAD'S所定の稼働環境以外での稼働、または CAD'S 以外の者の提供による製品やサービスなど、CAD'S以外の責に帰すべき事由により生じた障害の修復は含まれません。

本条の保証は、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートで提供されるサービスについての保証の全てを規定したものであり、強行法規の定めによる場合を除き、その他一切の明示的な保証または条件に替わるものです。

CAD'S は、全ての暗黙的な保証または条件（法律上の契約不適合責任、瑕疵担保責任、満足しうる品質、商品性、特定目的適合性に関する暗黙的な保証または条件を含みますが、これらに限定されません。）に関して責任を負いません。

CAD'S は、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートに中断またはエラーがないこと、全ての問題が訂正されることを保証するものではありません。

9. 契約条件の変更

CAD'S は、直接またはお客様指定の CAD'S ビジネス・パートナーを介して、3 か月前に書面または電子メールで通知することにより、本契約の条件を変更することができます。かかる変更は、遡及して適用されることはなく、CAD'S が通知にて指定した日付以降の新規の注文および更新に対して適用されます。

それ以外の場合、変更を有効にするには、お客様のおよび CAD'S の両方が書面に記名捺印する必要があります。

10. 終了

いずれの当事者も、相手方当事者が本契約の条件に違反した場合は、違反した当事者に書面で相当期間を定めてその是正を催告するものとし、かかる期間に是正されない

場合には、本契約を解約することができるものとします。

CAD'S は、効力発生日の 12 か月前までの書面通知により、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートを終了することができます。CAD'Sがソフトウェア・サブスクリプション & サポートを終了するにあたり、お客様が料金を支払済みであり、かつ CAD'Sがお客様に対しサポートを全て提供していない場合、CAD'S は自己の裁量により、お客様が支払い済みのソフトウェア・サブスクリプション & サポートの有効期間が終了するまでサポートを引き続き提供するか、または残存期間分の月割料金を返還します。なお、「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」の取得により、「プログラム」のサポート期間が延長されるものではありません。

本契約の定めにかかわらず、CAD'S は、お客様が対象プログラムに対して適用される条項に違反したためにかかるプログラムのライセンスを解約する場合、当該ソフトウェア・サブスクリプション & サポートを解約することができます。この場合、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートの残存期間に対する返金が行われません。

CAD'S は、その時点でのソフトウェア・サブスクリプション & サポートのお客様に対して、12 か月前までの書面または電子メールによる通知によって、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートを全面的に提供終了することができるものとします。

本契約の条項中、その性質上本契約終了後も適用されるものについては、終了後も有効に存続し、両当事者それぞれの承継人および譲受人に対して適用されます。

いずれかの当事者の資産、信用、または事業の全部または重要な部分に重大な変更が生じ、かかる当事者が義務の履行を継続することが実行不可能になった場合には、相手方当事者は、事前の通知により本契約を解約できるものとします。

11. 機密情報

ライセンシーは、機密である旨の表示を含むか否かにかかわらず、または開示に先立ち「CAD'S 機密情報」として示されたか否かにかかわらず、以下のものをCAD'S 機密情報として扱うことに同意するものとします。(a)「プログラム」、(b)「プログラム」の仕様、計画、傾向、戦略、ベンチマーク、性能特性、比較およびその他のアセスメントなどの「プログラム」関連資料を含め、「プログラム」に関して CAD'S がライセンシーに提供する情報、(c) パスワードまたはその他のアクセス・コードなどを含む、ライセンシーの「プログラム」へのアクセスに関する情報、および (d)「プログラム」に関してライセンシーが CAD'S に提供するすべてのデータ、フィードバック、提案または書面による資料（またはそのすべて）。ライセンシーは、CAD'S 機密情報を、それが開示された目的のため、または CAD'Sのために使用することができます。

本契約の他の条項にかかわらず、ライセンシーは、CAD'S がCAD'S機密情報を守秘義務がない一般情報として公開する前に、かかるCAD'S 機密情報（CAD'S 機密情報に関する規約、書類、またはその他の書面による資料などを含まず。）を第三者との通信、公表、配布または討議を含めて、いかなる第三者へも開示しないものとします。

ライセンシーは、CAD'S 機密情報の漏洩を防ぐため、いかなる場合にも、自己の保有する機密情報に対するのと同様以上の注意と配慮を払うものとします。ただしかかる注意義務は、いかなる場合も通常有すべき合理的な注意義務と同様以上のものとします。CAD'S 機密情報に関するライセンシーの責任は、お客様がCAD'S 機密情報を受領した日より 2年間継続します。ライセンシーは、別途記名捺印済みの書面による機密保持契約に基づくものを除き、ライセンシーまたは第三者の機密情報または専有情報とみなされる情報を CAD'S に開示しないものとします。

機密情報に関しライセンシーが CAD'S との間で取り交わした機密保持またはその他の契約にかかわらず、前述の条件がCAD'S 機密情報の取り扱いに適用されるものとします

12. 適用除外コンポーネント

本項の条項が、本契約に適用される法により無効または適用不可能とみなされる場合、これらの条項は適用されません。下記記載のコンポーネントは「適用除外コンポーネント」です。本契約またはお客様が CAD'S と締結されたその他の条件中のこれと異なる条項にかかわらず、以下の条件が適用されます。

(a) かかる「適用除外コンポーネント」の第三者サプライヤー（以下「サプライヤー」といいます。）はコンポーネントを提供しますが、いかなる保証も提供しません。かかるサプライヤーは、「適用除外コンポーネント」に関して、法律上の契約不適合責任、瑕疵担保責任を含め、第三者の権利の非侵害の保証、商品性の保証、特定目的適合性の保証、名称の保証を含むすべての明示または黙示のいかなる保証責任も負わないものとします。

(b) サプライヤーは、データの喪失、節約すべかりし費用および逸失利益など「適用除外コンポーネント」に関するいかなる直接的、間接的、特別、偶発的、懲罰的、あるいは結果的損害に対しても責任を負わないものとします。

(c) CAD'S およびサプライヤーは、「適用除外コンポーネント」に起因または「適用除外コンポーネント」に関するいかなる請求についても、お客様を防御することなく、お客様に対していかなる賠償責任または補償責任も負わないものとします。

「適用除外コンポーネント」のソース・コード取得に関する説明書を含む「適用除外コンポーネント」に関して CAD'S がお客様に提供すべき特記事項および CAD'S の重要

なお知らせは、「プログラム」に添付される NOTICES ファイルでご覧いただけます。

「適用除外コンポーネント」のご使用については、NOTICES ファイルに含まれている使用許諾ではなく、本契約の条項が適用されます。本契約に含まれている条項は、CAD'S が提供するものであり、他の第三者が提供するものではありません。将来の「プログラム」の更新版もしくはフィックスパックには、追加の「適用除外コンポーネント」が含まれている場合があります。かかる追加の「適用除外コンポーネント」および関連する注意書きもしくはお知らせがあれば、「プログラム」の更新版もしくはフィックスパックに付属する別の NOTICES ファイルに列記されることとなります。

以下は、「適用除外コンポーネント」です。

zlib

libpng

Windows Template Library - WTL

Info-ZIP

13. 追加条項

- a. お客様は、CAD'SおよびCAD'Sの関連会社がお客様の連絡先個人情報（名前、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。）を、CAD'Sが営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報はCAD'Sとお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、CAD'SおよびCAD'Sの関連会社の委託先、CAD'Sビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途（例えば、受注処理、販売促進、市場調査等）のために提供されることがあります。
- b. お客様がソフトウェア上の問題の原因を特定するのを支援するために、CAD'Sは、(1) お客様のシステムにリモート・アクセスする許可、または (2) お客様の情報またはシステム・データを CAD'S に送信する許可をお客様に求める場合があります。CAD'S がエラーおよび問題に関する情報を使用する目的は、CAD'S の製品およびサービスを改善し、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートの提供を支援することに限られます。CAD'S は、従契約者およびCAD'S エンタープライズの法人を他国で上記目的に使用することがあり、お客様は、当該使用を CAD'S に許可するものとします。

- (i) お客様が CAD'S に対して利用可能にする一切のデータおよびコンテンツ、
- (ii) データのアクセス、セキュリティー、暗号化、使用および送信に関する手順・制御の選択および導入、ならびに (iii) データベースおよび保管されているデータのバックアップおよびリカバリーのいずれについても、お客様が引き続き責任を負います。お客様は CAD'S に対し、個人情報を送信してはならず、個人情報へのアクセス権を提供しないものとし、当該情報が誤って CAD'S に提供されたか、または CAD'S が当該情報を紛失もしくは開示したことに関して CAD'S が被った合理的な費用その他の金額（第三者請求によって生じたものも含みます。）についてはお客様の責任となります。
- c. 本契約第12条（機密情報）で定める場合を除き、当事者間で取り交わされる情報は、機密として扱われないものとします。いずれかの当事者が機密情報の取り交わしを必要とする場合は、別途所定の機密保持契約を締結するものとします。
- d. いずれの当事者も、相手方当事者と電子的な手段で連絡することができ、当該連絡は、法律が許容する範囲において署名入り文書として取り扱われます。電子文書に含まれた識別コード（ユーザー ID）は、送信者の同一性および文書の真正性を検証するのに十分であることとします。
- e. いずれの当事者も、相手方当事者の債務不履行を請求する場合は、事前に相手方当事者に対して相当な是正期間を与えるものとします。
- f. CAD'S は、適宜、次の事項を依頼し、ライセンシーの書面による合意を要請することがあります。(a) ライセンシーの「プログラム」および関連サービスの利用状況を、CAD'S がパンフレット、広報、広告、ならびにその他の販売促進資料において紹介すること。(b) ライセンシーが、CAD'S の新規お客様開拓のために他のお客様と話すこと、業界のイベントで講演すること、またはアナリストと対話すること。
- g. 「プログラム」には、プログラミング手法を説明するために、サンプル・コードまたはソース形式のその他の資料が含まれていることがあります。ライセンシーは、本ご使用条件に基づくお客様の使用権に従うことを条件に、これらの資料を、社内での使用に限り複製および変更することができます。CAD'S は、明示または黙示を問わず、権原の保証、第三者の権利の不侵害の保証、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含むすべての保証責任、およびいかなるサポート義務も負うことなく、これらの資料を現存するままの状態を提供します。

本契約は、お客様によるソフトウェア・サブスクリプション & サポートの取得に関する完全な合意であり、従前の口頭または書面による合意に代わります。本契約を締結するにあたり、いずれの当事者も、次の各事項を含む、本契約に記載されていないいかなる表明にも依拠しな

いものとして。 (1) 製品またはシステムの性能または機能 (本契約第 9 条で明示的に保証されている事項を除きます。) (2) 第三者からの経験または推奨 (3) お客様が得る可能性のある成果またはコスト、節減、等。

お客様による条件の追加または変更は、無効とします。法律が許容する範囲においてソフトウェア・サブスクリプション & サポートの発注、使用もしくは料金支払いを行ったか、または法律上の要求に従って取引文書に記名捺印した場合、お客様は、本契約の条件に対して変更なしに合意したものとします。CAD'S またはお客様指定の CAD'S ビジネス・パートナーがお客様からの発注または支払いを受けた場合、ソフトウェア・サブスクリプション & サポートに本契約が適用されます。本契約が成立した場合、1) 法律で禁止されるか、または別段の合意がない限り、信頼できる手段 (例えば、コピー、電子スキャンまたはファクシミリ) により作成された、本契約の写しは原本と同一とみなされ、2) 本契約に基づき発注されたすべてのソフトウェア・サブスクリプション & サポートに本契約の条件が適用されます。